

令和6年6月定例会 一般質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「定額減税について」

○上田井良二 ただいま議長のお許しをいただきましたので、上田井良二、一般質問させていただきます。

まずもって、三橋市長におかれましては、激戦を勝ち抜かれて、このたび市長に就任されましたことお喜び申し上げます。おめでとうございます。

そこで、今回の一般質問ですが、いろんな時期で市民の方からご相談等多々いただきました。その中から代表して何点かお聞きをさせていただきたいと思います。

この6月より実施をされております定額減税、公明党が主張してきました物価高対策、国民負担を軽減するものでございますが、いま一つ内容が分かりづらいとお声もいただいております。また、担当部署へもお問合せが多数届いております。そこで、今回は少しでもその疑問解決に向けた質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

まず1点目、定額減税について。

減税の対象者はどなたになるのか、改めて聞かせただいて、壇上での質問を終わります。よろしくお聞きいたします。

○財務局長 失礼します。まず、住民税では令和6年度分の所得割の納税義務者、所得税では令和6年度分の納税義務者が定額減税の対象となります。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

1,805万円を超える方は対象外と。たくさんもうけておられる方だと思うんですけども。

そうしましたら、2つ目ですね。減税の金額は実際にどれぐらいになるのか、教えていただけますか。

○財務局長 納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につきまして、住民税は1万円、所得税は3万円をそれぞれ掛けた金額が減税可能額となります。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

金額は分かりました。これも新聞、広報等で聞いておる部分だと思います。

それでしたら、次ですね。仕組みについてもお聞きしたいと思います。具体的に、いつ納付する税額が減るのか、それをちょっとお聞きしたいと思いますけれども、またちょっと分

けさせていただいて、まずは所得税についてお聞きしたいと思います。その中でも所得税で、会社へお勤めの方についてはどのようになるのか、教えていただけますか。

○**財務局長** まず、6月以降の給与やボーナスから源泉徴収、いわゆる天引きされる税額が減税されます。1回の天引きで減税可能額を使い切れない、引き切れない場合は、減税可能額を使い切るまで、翌月以降の給与に係る源泉徴収税額を順次減税していくものでございます。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。

そうしましたら、会社勤め方は済みまして、次、公的年金を受給されてる方はどうなんでしょうか。

○**財務局長** まず、6月以降に支給される年金から源泉徴収、天引きされる税額が減税されます。1回の天引きで減税可能額を使い切れない場合は、減税可能額を使い切るまで、8月以降の年金に係る源泉徴収税額を順次減税していくものでございます。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。

両方ともそうですね。1回で駄目ならば、次2回目以降の天引きという形を取られると思います。

そうしましたら、お給料制ではない個人事業主、事業所得者の方についてはどうなんでしょうか。

○**財務局長** 令和6年分の確定申告において申告納付する税額が減税されます。なお、予定申告を行う方につきましては、予定申告の際に納付する税額が減税されるものでございます。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。

そうしましたら、簡単に言いますと、個人事業主の方につきましては、この6月、またそれ以降ということではなく、忘れた頃にそれが来るというようなイメージでいいんですかね。そのあたりどうでしょうか。

○**財務局長** はい、お見込みのとおりでございます。

○**上田井良二** ありがとうございます。

そうしましたら、次に住民税についてお聞きしたいと思います。

令和6年度の住民税については、定額減税後の税額で課税決定されていると聞いておりますけれども、まず先ほどと同じように会社にお勤めの方についてお聞きしたいと思います。そのあたりはどうでしょうか。

○**財務局長** 令和6年度分の住民税は、定額減税後の税額で課税決定されております。具体的な減税方法につきましては、お勤めの方につきましては、6月は住民税を特別徴収、いわゆる天引きいたしません。定額減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月に分けまし

て特別徴収、天引きするものでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、公的年金を受給されてる方はどうでしょうか。

○財務局長 10月以降に支給される年金から特別徴収、天引きされる税額が減税されるものでございます。1回の天引きで減税可能額を使い切れず、引き切れない場合は、減税可能額を使い切るまで、12月以降の年金に係る特別徴収税額を順次減税していくものでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどと同じく、個人事業主、事業所得者の方はどうでしょうか。

○財務局長 令和6年度の第1期分の納付額が減税されるものでございます。第1期で減税可能額を使い切れず、減税可能額を使い切るまで、第2期以降の納付額を順次減税していくものでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

よく6月から6月からと言っておりますけども、それ以降で足りない場合は翌月以降だったり、時期がちょっとずれてくるという方もおられるので、香芝市にとりましては市民の方いろんな減額されるのかなど。そういうところでちょっとお問合せが増えとるのかなど。ちょっと分かりにくい部分もあるかと思えます。そのあたり、またしっかりと対応策については、市民の方のお問合せにしっかりとやっていただきたいなというふうには思うところでございます。

それでは、住民税非課税世帯の方もおられると思うんですけども、このあたりについて、低所得者支援の給付金の概要について伺いたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○福祉部次長 失礼いたします。よろしく願いいたします。

令和6年度におきまして、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税と併せて給付を実施するものでございます。

概要は、令和5年度住民税では課税されていた世帯が令和6年度住民税では新たに非課税や均等割のみ課税となった世帯へ1世帯当たり10万円の給付を行う予定としてございます。また、当該世帯に18歳以下の子供がおられる場合は5万円を加算いたします。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、この香芝市におきまして、その対象者、何世帯といたしますか、何人ぐらい見込んでおられるんですか。そのあたり教えていただけますか。

○福祉部次長 非課税世帯につきましては約1,200世帯を見込んでおります。子供加算につきましては約500人を見込んでおる状況でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

思ったよりもちょっと多いのかなというようなイメージなんですけども。

そうしましたら、その給付までのスケジュール、それについてはどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部次長 スケジュールでございます。現在、基準日であります令和6年6月3日で対象者の抽出作業を行っております。確認書等の送付につきましては7月初旬の予定としており、初回の振込は7月末頃の予定としてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、次、今回の給付金は、先ほど新たに非課税や均等割のみ課税となった場合についてと答弁ありましたけども、昨年、物価高騰に対する対応として、住民税均等割のみのご家庭、課税世帯ですね、10万円の給付がたしかあったと思うんですけども、そのあたりの対象者は今回対象外ということでよろしいのでしょうか。その確認をさせていただきます。

○福祉部次長 はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

令和5年度の住民税均等割のみの課税世帯で10万円の給付金の実績、実際どれぐらいおられたのか、そのあたり最後にちょっと教えていただけませんか。

○福祉部次長 失礼いたします。住民税均等割分につきましては、通知数1,424件に対しまして、支給させていただきましてのが1,359件でございます。給付率は95.4%でございます。金額で申し上げますと1億3,590万円となっております。

続きまして、子育て世帯の加算につきましては、対象児童数1,350人に対しまして、給付が1,235人でございますので、給付率は91.4%でございます。金額で申し上げますと6,175万円となっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そしたら、あと、抜けのないようにしっかりとまた手配のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それで、所得税が3万円未満、または住民税の所得割が1万円未満の方についてはどのようになってるのでしょうか。

○財務局長 失礼します。議員ご指摘のとおり、定額減税では納税義務者の課税額を超える金額を減税することができません。定額減税可能額が定額減税前の令和6年度住民税の所得割額、また令和6年度所得税の推計額を上回るため、減税し切れないと見込まれる方につきましては、この減税し切れぬ額につきまして、調整給付として給付する予定となっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、給付となった場合はどのように給付をされるんですか。その方法を教えていただけますか。

○企画部長 給付の方法についてでございますが、調整給付の対象の方には、まず確認書を送付いたしまして、支給を受ける意思を確認させていただきます。既に昨日、25日に対象の方には送付を行っております。給付対象の方から確認書及び必要書類が返信され、審査を行った上で不備がなければ、指定口座に振込を行ってまいります。振込開始時期につきましては、7月の下旬を予定しております。

○上田井良二 ありがとうございます。

今、何点か質問させていただきただけでも回答する部署が3つもあるという、非常に複雑かつ市民の方々には自分とは本当には大丈夫なんかなというところでお電話いただくことが多いかと思います。先ほども申しましたように、そのあたり対応しかりとお願いしたいと思います。

それでは、中項目の2番目行きたいと思います。

香芝市における影響等についてなんですけれども、今回そのような給付等もありますけれども、確認なんですけれども、全体的な市の税込金額への影響はあるんでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

○財務局長 市の個人住民税の減収見込額は約3.5億円を見込んでおります。なお、この減収額につきましては、地方特例交付金におきまして補填されることとなっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、減税施策に対応する部署の業務量が増えておると聞いてるんですけど、その影響はどんなもんなんですか。

○財務局長 まず、定額減税に係る部分につきまして私のほうから答弁させていただきます。

直接経費を要したシステム改修のほか、様々な業務上の影響があったところでございます。具体的には、定額減税可能額や減税し切れない額等のデータ管理及び調整給付等関連業務のための資料作成、また課税決定通知の記載内容の変更、その他同封するお知らせやホームページなどの広報対応、お問合せ対応などが挙げられるものでございます。

以上です。

○企画部長 調整給付についての業務量についてでございますが、給付対象者の方が約1万3,550人と想定しておりまして、この給付業務につきましては、業務委託により対応しております。この業務委託の内容につきましては、まず確認書の印刷、発送、審査、振込口座情報の整理、また窓口コールセンターの対応となっておりますが、給付業務が完了するまでの間におきまして、委託業者で対応できない問題でございましたり調整というのは今後も

発生する可能性がございますので、そうした場合の業務が増えてくるというふうに見ております。

○上田井良二 ありがとうございます。

やはり業務量が増えてるようですね。大変ご苦勞おかけいたしますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、減税の施策、今回の一時的なものになるんでしょうか。今後予想される追加業務等はあるんでしょうか。これも定額減税等調整給付ですかね。分けてご返答いただけるんですかね。そのあたりちょっと教えていただけますか。

○財務局長 まず、定額減税に係る部分でございますが、各事業所の給与担当におかれましては、毎月の給与から天引きする税額に定額減税を適切に反映させること、また年末調整において精算することなどが今後の業務として想定されてるところでございます。

以上です。

○企画部長 調整給付につきましては、令和7年3月の確定申告を待たずして、令和6年に入手可能な課税情報を基に、前倒しで給付することとなっておりますので、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には令和7年度以降に給付を予定しておりますので、今後業務量の増加が見込まれることを想定しております。

○上田井良二 ありがとうございます。

大変ご苦勞おかけいたしますけれども、しっかりと、先ほどもお話ありました個人情報の流出もないように、お世話かけますけれども、またよろしくお願ひしたいと思います。

「市長選挙期間中の市民からのお問合せについて」

○上田井良二 それでは、大項目2番目に行かせていただきたいと思います。

これも市民の皆様から何件か、何件かというか、十数件ほどお問合せをいただいた内容なんですけれども、市長選挙期間中、市会議員の補欠選挙もございましたけれども、その中からお問合せをこれもたくさんいただきました。

その1点目について、まずお聞きしたいと思います。投票済証、実際今日は持ってこさせてもらったんですけど、こういう投票皆さん行かれたら頂いたと思うんですけども、一番多かったのは、やっていただいた方には大変申し訳ないんですけども、要らぬのにくれはったんやけど、これ何でというのが1番目に多かったんですけども、そのあたり、この投票済証、投票された方全員への配布、この理由について教えていただけますか。

○管理委員会事務局長 ただいまの選挙のご質問にお答えをいたします。

投票済証の自発的な配布の理由につきましては、投票済証を受けられた方が次回の選挙における投票への意欲を高め、結果として投票率の向上につながるという効果を期待いたしまして、今回企画させていただいたものでございます。その取組につきましては、選挙管

理委員会で決定をしていただきまして、実施させていただいたものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

投票率の向上を目指すとはありましたが、投票率の向上の取組として行われたことについては一定の理解をしたとしても、その効果検証について行っていただく必要があるように思いますけれども、この投票済証を作成された費用は大体幾らぐらいだったんでしょうか。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

投票済証の作成に係る費用は、予算科目では需用費の印刷製本費から支出いたしまして、合計で10万1,200円でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

作成枚数、1枚の単価を教えてください。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

作成枚数は4万枚でございます。単価は1枚当たり2.53円でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

投票済証というのを久しぶりに見させていただいて、はがき大というんですか、大きさにまずびっくりしたわけですが、昔でしたら、たしか小さい付箋みたいなものがあった、よく自分の親なんかは家の門のところにのりで貼ったりして、うちの家は行きましたよということで貼ったりしておったんですけれども、これが全部使われたらあれなんですけど、多少やっぱり残るか、足りなくてもいけないのと思うんですけれども、この費用対効果について何か試算されたものはあるんでしょうか。

○管理委員会事務局長 大変申し訳ございません。今後の投票率の向上に向けた投資的な事業と考えてございましたので、現在試算は行えてございません。ただ、議員お尋ねのように、事業を行うに当たっては費用対効果の検証が必要と考えますので、何か試算できる指標や方法がないかにつきましては今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

市民の方から何でというご意見たくさんいただいておりますので、しっかりと、こういう理由でやりましたと、またこういう結果が出ましたというんがやっぱり必要なというふうに思いましたので、市民の方へのアピールも兼ねて、投票率向上へしっかりとまたやっていただきたいというふうに思うんですけれども、質問の中に、私も来させていただいたときに事前の周知がなかったというふうに聞いとるんですけれども、投票された方について言われたんですけれども、なぜ配布されたのか、私に問合せがあったんですけれども、この問合せは選挙管理委員会に対してはなかったんでしょうか。そのあたりあったんでしょうか。ちょっと

と教えていただけますか。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

議員お述べのとおり、期日前投票所におきましても、投票済証を受け取られた一部の方からは「交付の申出をしないのに、なぜ配布をするのか。配布する意味はあるのか」という趣旨のご意見やお問合せがございました。選挙管理委員会といたしましては、先ほど申し上げました投票率向上の趣旨をご説明させていただきましたところ、一定の理解はいただいていると考えてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

新たな取組をすることは悪いことだと思いません。ええことだと思えますけれども、毎回投票に来られている方が今までの環境と変わったことに対して、やはり戸惑いが、不安になる気持ちがあると考えられます。また、かえってそのような気持ちから投票への意欲が反対に低下する場合も考えられる、懸念される部分もあるんじゃないかなというふうにも思います。このようなことにならないようにも、あらかじめ選挙管理委員会のほうから周知することも考慮していただけたらと思います。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○管理委員会事務局長 ご意見、ご指摘ありがとうございます。やはり新しい取組に伴う環境の変化に配慮は必要と考えてございます。そのためには、あらかじめ周知というものも必要であるということをご認識いたしました。今後は、そのような配慮等に気をつけて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

特に今回市民の方へ直接お渡しするという部分でもございますので、しっかりとPRをお願いしたいと思います。

そして、今回漏れなく投票済証を配布されたことで何か反響はありましたでしょうか。また、その取組は今後の選挙においても継続して行われるのでしょうか。そのあたりについてお答えいただけますでしょうか。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

配布に伴いまして様々なご意見を頂戴いたしましたが、おおむね一定の評価を行っていただける肯定的なものだと考えてございます。投票済証に市の様々な紹介記事を合わせて掲載させていただいたということで、香芝市に関する情報を新たに知ることができたということに喜んでいただき、取組に賛同いただけたのではないかと考えてございます。今後における取組の継続につきましては、今回の事業の効果や今後の必要性を総合的に考慮して、事業の継続性につきまして選挙管理委員会にお諮りしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

しっかりと捉えていただいて、市民の声を大切に、またよい方向へ進めるように、何より

も先ほどお話ありました投票率の向上、これらに関してしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、中項目2点目、選挙はがきについて伺いたいと思います。

これも何点かお話をいただきました。差出人の記載がない選挙運動用はがきについてお問合せいただきました。市民の方から選挙運動用はがきについてお問合せがあり、特定の候補者を支援する内容でありますけれども、推薦者の氏名が記載されていないものの中にはあります。そのような事実を知っているのですか。選挙管理委員会においては、そのような問合せがあったのか、お尋ねしたいと思います。どうでしょうか。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

選挙管理委員会におきましても同様の問合せがあったことは存じてございます。

以上でございます。

○上田井良二 確かに、そうなんです。自分たちがお願いするとき、はがき出しますよという場合は、しっかりとまずお願いをして、そして自分の名前を書いて出すんですけども、何点か聞きますと、その差出人の名前がないと、誰から来たか分からない、そのあたり非常に不安を持っておられる方がおられたということで、これでいいんですかというお問合せもいただきました。個人情報特定できない、差出人に知られているかもしれないという不安がやはりあると。このご時世、個人情報個人情報という話もありますので、私に相談されてきたのはそのような方だと思うんですけども、その不安の声があることを委員会としては把握はされておられますか。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

議員お述べのとおり、先ほどの問合せに併せまして、市民の方から「個人情報誰に知られてるのか分からない」という、「不安である」というご意見はいただいております。選挙管理委員会からは、候補者やその政治団体は政治活動を目的とした選挙人名簿の閲覧が可能であるということを公職選挙法で認められておりますので、その旨を説明させていただいております。一定のご理解をいただいております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

私のほうでもそういう名簿の閲覧を知っておりましたので、市民の方は知られておられない方もおられます。それを聞いても、「閲覧は分かりました」と、「でも、やはり差出人を書くのが常識じゃないんですか」というきついお言葉を私自身もいただきました。

そこで、今回の件について市民の方が不安視されている、選挙はがきの差出人の記載について必須事項とすることにはできないのでしょうか。そのあたりのお考えを示してください。

○管理委員会事務局長 お答えいたします。

選挙運動用はがきの記載内容につきましては、特に制限がございません。このため、差出人の記載がなくても、直ちに公職選挙法等の違反となるものではございません。しかし、議

員ご指摘のとおり、差出人の記載がないはがきがお手元に届くということにつきましては、受け取った方の不安となることも事実でございます。選挙管理委員会といたしましては、郵便局とも協議いたしまして、市長並びに香芝市議会議員の選挙における立候補予定者に対する説明会等で候補者に対しまして注意を促してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

市民の方を不安に陥れるというんですかね。きつい言い方かもしれないですけど。やはり不安に思っておられる。この人をお願いしますというような形ではがきを出しておられる差出人、しっかりとやっぱり私も名前は書いてほしいなというふうに思います。規則として大丈夫だということもあるんでしょうけども、しっかりと私のほうからも県、国のほうにまた訴えていきたいなというふうにも思います。できる限り、こういう不安を払拭することで、またしっかりとやっていただきたいなというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

「新市長のお考えや思いを聞く」

○上田井良二 それでは最後に、新市長のお考え、思いをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

今回の6月議会、施政方針等、市長も大変回答ばかりで疲れると思えます。私につきましては、以前何点か質問させていただいた中で、端的に3点、市長のお考えをちょっと聞かせていただきたいなというふうにも思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。

1点目、先ほどもご質問ありましたが、防災訓練の実施について。

各自主防災組織においてもやっておられるところ、私の地域もそうですけども、あります。でも、しっかりと市民の皆様の考え方等も、やっぱりこういうのは大事ですよということだって、市が先頭を切って防災訓練やるのも一つじゃないかなというふうにも思えます。私の前職場の中でも各行政、大阪の行政で学校の校区単位でやっておられる、毎年防災訓練をやっておられる行政もありました。そして、今回テレビを見ますと、やはり津波があります。この奈良県の香芝で津波はないでしょうけれども、津波の影響で、訓練やっとなってよかったというご高齢のおばあさんが、やはり訓練やっとなったから、すぐに動けたというような話を聞いたこともございます。やはりどうしても災害を受けた後、不便さがかなり出てきます。そのあたりも併せて、一つ校区の単位での防災訓練。そして、そのときには例えば不便さを感じてもらう。例えば市が抱えてます段ボールベッドとか簡易トイレ、そのあたりも実際に設置をして、これをやっていただく。不自由さを1つずつ、1つか0.5か分かんないですけども、そのあたりを払拭して、消し去っていくということがやっぱり大事かなと思うんですけども、そのあたり市長のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○市長 防災訓練の実施の必要性については私も認識しているところでございます。また、各自主防災組織において実施されている防災訓練につきましても、また地域の差もござい
ますけれども、しっかりと市が支援をして、また連携して実施をしてまいりたいというふう
にも思っております。

また、本市主催の防災訓練に関しましては、なかなか開催することができていない状況で
ございますので、議員の後押しもいただきまして、防災訓練の実施の必要性、本市主催のも
のでございますが、私も認識しているところでございますので、開催に向けて具体的に検討
していくよう担当所管に指示をしているところでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

実際に災害が起きた時点で、先ほども鍵云々の話もございました。訓練をやっておって
も、やはり訓練どおりにはいかないというふうな、災害が発生した時点でのものでもござい
ます。私も幾度となくお話をさせていただいております、阪神・淡路大震災での復旧作業、
本当に寒い時期でした。かなり負担もかかります。そのあたりもしっかりお考えいただい
て、これでばっちりやという災害対策はないと思います。少しでも市民の方の不自由さをな
くすという観点から、市が先頭を切って訓練等実施していただきたいなと思っております。今
後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2つ目ですね。これも何点かお話をさせていただきました。帯状疱疹ワクチン
接種費用の助成について。

これも私、各日本全国の中で二十数件だけ補助を出しておったときからも対応について
やってもらえませんかというふうに話をしてからどンドンどンドン増えまして、今や300を
超える行政が助成をやっていただいているようでございます。奈良県におきましては、御杖村
がたしか先頭を切ってやられて、近日では奈良市が助成をすると、こういうことになってお
ります。これも何回もお話をさせていただいてますように、非常にワクチン接種は高い金
額。それも、2回打たなくちゃいけない。それも、ご高齢の方、年金生活とかもされてる方
について費用が必要であると。そして、その帯状疱疹にかかったら、すぐ病状が消えたり、
肌に疱疹ができて、消えたりしたらもういいんですけども、それが残ってしまう。服で隠れ
るところではいいんですけども、例えば顔とか、その辺のところにも出るようなことを伺っ
ております。そのあたりに対してしっかりとまた助成をしていただきたいなと。新たな市長に
対して、どういうお考えを持っておられるか、聞かせていただけますでしょうか。

○市長 帯状疱疹ワクチンにつきましては、疾病予防や重症化予防のための有効な手段と
して、全国的にも補助を行う自治体が増加していることは認識をしております。

また、国におきましては、直近では令和6年6月20日、先週のことでございますが、厚生
労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に
関する小委員会におきまして、科学的に定期接種が妥当であるという旨を判断されたとい
うふうに承知をしております。これは御党の力強いご活躍により進められているものと
承知をしておりますが、現段階におきまして本市が助成をしていくこととなった場合に、

国による財源措置が必ずしも十分とは言えない状況でございますので、本市財政に与える影響が大きく、また利用者においても定期接種化されましたら適用されるような予防接種健康被害救済制度を利用することができないという問題点もございますので、国による先ほど申し上げたような定期接種化の動きが直近に迫っている中で、本市といたしましては、安心した体制の下で接種を推奨することができるように、早期に政省令の改正と定期接種化を進めるように、御党にもご協力をいただきながら、国に要望を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

あらゆる手を尽くして、しっかりとまた助成に向いて、前を向いてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後です。5歳児健診について。

これも近日の一般質問でさせていただきました。教職員の方、お子さんを預かれる教職員の方へも非常に有意義であるという中であっても、いろんな壁も、これもあるようでございます。このあたり、市長、どのようなお考えがあるか、お聞かせいただけますでしょうか。

○市長 国は、5歳児に対する健康診査につきまして、令和5年度より国庫補助の対象として、全国展開に向けた方針を示しております。本市におきましても、就学前までの切れ目のない健康診査の体制整備は必要であると考えてございます。一方で、5歳児健診は、社会性の発達の評価、発達障害のスクリーニングに主眼を置いた健診であるため、健診会場の設定や子供の精神発達に精通したスタッフの配置など、多くの課題があるところでございます。ただ、本市におきましては、保健センター内に開設しております心の健康相談室におきまして臨床心理士による発達相談を実施しており、ご相談や助言等ができる状況にはございます。5歳児健診につきましては、これらの課題を整理して、検討してまいりたいと思っております。実施の是非も含め、判断には少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

○上田井良二 ありがとうございます。

いろんなことがあり過ぎて、市長も大変だと思います。しっかり今後ともやっていただきたいなど。私たち議員も含めて、やはり何を言ったかではなく、何をやったか、違った方向で、悪い方向でやってしまったということがないように、新市長、若さを生かして、バイタリティーあふれる新しい香芝市を目指して、お願ひしたいと思います。

また、職員さんにつきましても、今回の定額減税、大変お世話をおかけいたしますけれども、やはり市民の方が注目されてる部分もございますので、市民サービスの向上に向けて、より一層ご努力いただくことをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。